主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由第二点について。

罹災都市借地借家臨時処理法第二条に基く賃借権は対抗力を有し、したがつて、 その登記及び地上建物の登記がなくても、右賃借権設定后その土地につき所有権取 得の登記をした第三取得者に対抗し得ると解するのが相当である。論旨は理由がな い。

その他の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」 (昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法 にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ			茂
裁判官	/]\	谷	勝		重
裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	谷	村	唯	_	郎
裁判官	池	Ħ			克